

令和5年3月27日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について監査を行ったので、同条第5項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

津山市監査委員 和田 賢 二
津山市監査委員 岡 安 謙 典

津山市職員措置請求に対する監査結果について（通知）

令和5年3月27日付けで提出された標記の措置請求については、下記の理由により住民監査請求の対象とならないと判断しましたので、却下します。

第1 住民監査請求の受付（住民監査請求書の記載原文のまま。）

1 請求の要旨

① 請求の対象職員 ○○○○

② どのような財務会計行為が行われたか

令和5年3月の津山市定例会最終日（3月22日）に採決された、令和5年度津山市一般会計予算の採決

③ その行為はどのような理由で違法・不当なのか

イ 西小学校北側車両アクセスの項目「産業道路に近く便利だが、前面道路に中央分離帯があり大型バスの出入りに課題あり」とありますが、これは中央分離帯ではなく、広い道路を放置すれば、不法駐車等が想定される為便宜上「緑地」を設置したもので、この緑地は少しの費用で簡単に撤去でき、緑地撤去後は幅員4米以上の対向車線の道路となります。この判断は③西小学校北側の土地アクセスを不当に判断しています。

ロ 地価の項目で「路線価」比較材料とし、あたかも高額な土地を購入するとして、③西小学校北側を不適と判断しようとしています。実態は違います。

西小学校北側は産業道路に近く又、市街地に近いため路線価が「高い」のは当然です。しかし1㎡単価は③西小学校北側は7000万円が提示されており、②茅町1000㎡が50,618 8,000円な

ら1㎡は50,618円で③西小学校北側1442㎡は1㎡単価48,543円で低い価格です。

予算が無い無いといわれる中で高い買い物は言行不一致です。

この判断は不当です。

- ハ 補償費、46,568,000円に至っては③西小学校北側はゼロ円ですから、②茅町を比較するには及びません。

まして、立ち退きを迫られている住民が立ち退き先がなく「正式」に立ち退きを承諾していません（令和5年3月27日現在）。そのようなところに、何とかなるだろうと言う事で予算計上するなど「言語道断沙汰の限り」です。

- ニ ③西小学校北側の住民から、要望について正式な要望が出ていませんが、小学校のPTAなどから地元では話があります。

②茅町の要望は。地元寺院の若手僧侶等が要望しているものであり、城西観光駐車場としての要望とは言えず、再考の要ありです。

- ホ 本件駐車場の副題は多目的広場とも称されるもので、観光専用駐車場地ではないと思料されます。

因みに、現在③西小学校北側は、小学校がPTAの役員会や運動会等の駐車場、又、市の臨時斎場駐車場としても利用されております。

従って、この度の駐車場は見直されることが妥当であり、この決定は不当です。

- へ 以上イからホで述べた理由によりこの度の②茅町を城西観光駐車場と認めることはできず、この判断は不当な判断です。

- ④ その結果どのような損害が津山市に生じているのか

補償費、3,000万円前後の税金無駄使いが生じます。

- ⑤ どのような措置を請求するのか

令和5年3月定例会、議案第83号津山市一般会計、産業の所管に関する事項の内「45款土木費、17目都市再生整備費、21節補償補填及び賠償金の中に計上されている、公有財産購入費50,618千円と補償費46,568千円の合計97,186千円の執行停止」と「最適地再選定」「減額修正」を求めます。

2 請求者

住所 (省 略)

氏名 (省 略)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙関連書類を添付し、必要な措置を請求します

令和5年3月27日

津山市監査委員 殿

添付書類

- 1、城西観光駐車場の適地選定に係る得失比較 1部
- 2、修正案提案理由書(〇〇〇〇〇〇〇〇) 1部
令和5年3月定例会最終日、議案第83号での発言
- 3、修正案提案理由に対する賛成討論 〇〇〇〇 1部
- 4、市議会議員 〇〇〇〇〇、同、〇〇〇〇〇両名の修正案提案理由に対する賛成討論は追って提出いたします。

第2 地方自治法第242条の要件に係る判断

請求の要旨に記載して財務会計上の行為と特定された「令和5年度3月の津山市定例会最終日(3月22日)に採択された、令和5年度津山市一般会計予算の採決」は、津山市の長若しくは委員会若しくは委員又は津山市の職員のいずれの行為又は怠る事実であるとも認められず、地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求の要件を満たしていないものと判断する。